

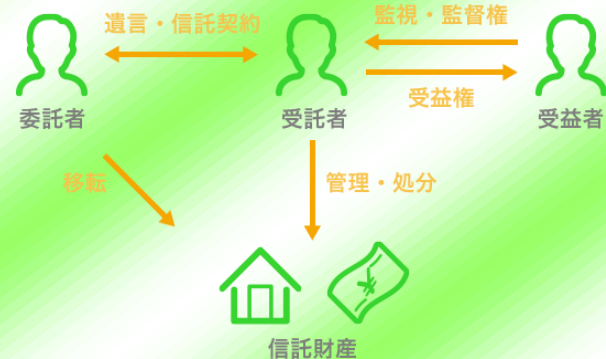
家族信託の活用～その②～

欧米では信託の活用が盛んに行われています。これは、日本のように戸籍や住民票といったものがないので相続が発生した際に誰が相続人が特定することが難しいためですが、40歳を過ぎると自分の財産を信託することが習慣化されているそうです。日本でも平成18年に84年ぶりとなる信託法の大改正が行われ、それまでに比べると信託が使いやすくなったと言われています。平成27年の相続税の大改正の影響で相続に対する関心が高まっていますので、今後家族信託の活用が増えて来るかもしれません。

1. 家族信託の仕組み

前回も少し触れましたが、家族信託の一番の特徴は「委託者の財産の名義が、受託者に移転する」ということです。これは「代理」や「委任」と大きく異なる点です。もちろん所有権移転登記も行います。一般的に「信託」というと委託者、受託者、受益者がそれぞれ違うものを想像されると思いますが、委託者＝受託者（自己信託）、委託者＝受益者とすることもできます。ただし、委託者と受益者が異なる場合には受益者に税金が課されてしまいますので注意が必要です。

図は（一社）家族信託普及協会より



2. 相続対策としての活用

ここで恒例のプチクイズです。「相続税対策」には大きく分けて3つの種類があります。①遺産分割対策、②遺産の評価額を下げる対策、③納税対策の3つです。

では、そのうち家族信託はどの対策になるでしょうか？

.....

正解です！遺産分割対策です。信託自体には評価額を下げて税金を安くするという効果はありませんので、争いにならないように事前に財産の行方を決めておく、いわゆる「争族対策」として行うのが一般的な活用方法となります。



3. 活用の具体例

例えば、波兵衛が所有している先祖代々の自宅の土地を、この先もずっとササエ一家で承継して行ってほしいと考えたとします。遺言でプネに相続させることはできますが、仮にプネが亡くなった場合にはその土地は処分されてしまうかもしれません。信託は受益者を定めておくことができますので、プネが亡くなった場合にはその娘のササエさんに、ササエさんが亡くなった場合にはその子ダラオちゃんに引き継がせると決めておくこともできるわけです。これを受益者連続型信託（＝後継ぎ遺贈型信託）と言い、信託の大きな特徴になります。また、このケースであれば当該土地について、相続の際に小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。

4. 信託財産の独立性

信託した財産は受託者に属することとなりますが、受託者は自由に処分することはできず、信託の目的にそって運用することになります。この信託財産は信託法により、受託者個人の固有財産とは区別されますので仮に受託者が破産するような状況になったとしても、債権者により強制執行（例外有）、仮差押え、担保権の実行、競売、国税滞納処分等を行うことができないことになっています。安心してください！執行されません！

カツオ『じゃあ僕が受託者となって管理するよ。そのかわりお小遣いもらうけどね。』

ササエ『あなただけでは託さないとと思うけどね』